

○松本市専用水道事務処理要領

平成19年12月28日

告示第643号

改正 平成28年3月31日告示第77号

(目的)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道の事務処理に必要な事項を定めることを目的とする。

(専用水道布設工事の確認申請)

第2条 専用水道を設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、その工事に着手する前に専用水道布設工事確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準（以下「施設基準」という。）に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(申請書記載事項変更の届出)

第3条 専用水道設置者（以下「設置者」という。）は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（様式第2号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 記載事項変更の届出を要する事項は、次のとおりとする。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 水道事務所の所在地

(施設基準適合等の通知)

第4条 市長は、申請書を受理した場合において、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事確認通知書（様式第3号）により、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断できないときは、専用水道布設工事不確認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(給水開始前の届出)

第5条 設置者は、専用水道施設の竣工（新設、増設又は改造）後その施設を使用して給水を開始しようとするときは、水質検査及び施設検査を行い、専用水道給水開始届（様式第5号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(専用水道管理業務委託等の届出)

第6条 設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したとき、又は委託に係る契約が効力を失ったときは、専用水道管理業務（委託・委託失効）届（様式第6号。以下「管理業務委託届」という。）により、市長に届け出なければならない。

(管理業務委託届記載事項変更の届出)

第7条 設置者は、管理業務委託届の記載事項に変更が生じたときは、専用水道管理業務委託届記載事項変更届（様式第7号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第8条 市長は、次の事項について報告の徴収を行うものとする。

（1） 水質検査月報

市長は、設置者から毎月の水質検査結果について、翌月の10日までに報告を徴収するものとする。

（2） 専用水道維持管理状況報告

市長は、設置者から1年間の水道の維持管理結果について、前年度末の状況について4月30日までに専用水道維持管理状況報告書（様式第8号）を徴収し、確認事項の変更の有無及び適正な維持管理が行われているか確認を行うものとする。

（3） 水質異常・断減水等の報告

市長は、専用水道施設において水質異常及び断減水等が発生したときは、設置者から速やかに水質異常・断減水等報告書（様式第9号）を徴収するものとする。

（4） その他市長が必要と認める事項

2 市長は、巡回指導カード（様式第10号）により原則として全施設に年1回以上立入検査を行うものとし、実施にあたっては年間計画を策定するものとする。

（報告の徴収又は立入検査実施後の措置）

第9条 市長は、報告の徴収又は立入検査実施の結果、必要に応じて次の措置を行うものとする。

（1） 改善の指示

市長は、口頭による指導のほか、必要と認めたときは、専用水道施設改善指示書（様式第11号）により改善の内容及び改善の期間の指示を行い、期限を定めて専用水道施設改善完了報告書（様式第12号）を徴収するものとし、改善の結果について必要に応じて現地確認を行うものとする。

（2） 水道技術管理者の変更勧告

市長は、水道技術管理者が法第19条に規定する職務を怠っており、専用水道施設の適正な管理がなされていないことを確認したときは、水道技術管理者変更勧告書（様式第13号）により水道技術管理者の変更を勧告するものとする。

（3） 給水停止命令

市長は、設置者が改善の指示に従わず、かつ、衛生上特に支障が生ずるおそれがあるときは、給水停止命令書（様式第14号）により期間を定めて給水の停止を命令するものとする。設置者が水道技術管理者の変更勧告に従わず、かつ、衛生上特に支障が生ずるおそれがあるときも同様とする。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第77号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第9条関係）

様式第13号（第9条関係）

様式第14号（第9条関係）

様式第1号(第2条関係)

専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

水道法第32条の規定により、専用水道の布設工事をしたいので、設計を確認してください。

1 専用水道の名称

2 専用水道を設置する理由

3 給水区域又は施設

給水区域	給水対象及び人数			
	寄宿舍	社宅	療養所	
	人	人	人	

4 給水開始予定年月日

5 添付書類

- (1) 水道工事設計書(別紙)
- (2) 給水地域図
- (3) 水道施設位置図
- (4) 水源及び浄水場周辺図
- (5) 主要水道施設図(平面図、断面図、構造図等)
- (6) 導水管、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置図

(別紙)

水 道 工 事 設 計 書

1 給水計画

給水 区 域	給水 人数	1日平均給水量				1日最大給水量				摘要
		居住者用		その 他	計	居住者用		その 他	計	
		1人1日	給水量			1人1日	給水量			
	人	1	m ³	m ³	m ³	1	m ³	m ³	m ³	
合 計										

2 主要施設の位置、規模及び構造

施設 名	工種 名	名称	形状 寸法	規模 能力	数量	単位	位 置				対象 図面
							地盤高	高水位	低水位	地積	

3 水源

(1) 水源の選定並びに取得等の概要

水利権の許可書、分水協定書等の取水が確実であることを証する書類を添付すること。

(2) 水源の種別、取水地点及び取水方法

水源名	水源の種別	取 水 地 点		取水方法
		通称名	所 在 地	

(3) 水源水量及び取水量

水源名	調 査 年月日	調査方法	水源水量(A)		取水量(B)		取水率 $\frac{(B)}{(A)}$ %
			l/秒	m ³ /日	l/秒	m ³ /日	

(注) 最渇水期の水量を調査のうえ記入すること

(4) 水質検査結果

4 浄水方法

5 水道施設の概要

(1) 施設の全体的概要

(2) 施設別概要

施設名	工種名	品種	形状寸法	規模又は 能力	数量	単位	備考

6 送水管における水圧

(1) 送水管における水圧

水系別	最大静水圧点		最大動水圧点		管種	管径	対象図面
	測点	水圧	測点	水圧			

(2) 配水管における水圧

測点		静水圧	常時動水圧	火災時動水圧	管種	管径	対象図面
水系	給水地域始点						
	給水地域終点						
	給水地域最大静水圧点						
	給水地域最小動水圧点						

7 配水管の水頭計算

配水池 HWL
LWL

路線名・図面番号	測点符号	計画給水人員	測点間距離	管種 管径	流量 m ³ /sec			流速 m/sec	動水勾配 %	損失水頭 m	地盤高 管中心高	水頭		摘要
					給水量	消火水量	計画水量					動水位	地盤上	
													静水位	

配水管の管網計算及び管網図

8 主要施設の水利計算及び構造計算

- (1) 水利計算
- (2) 構造計算

9 主要施設の施工方法の概要

10 工事の着工及び完了予定年月日

着手 年 月 日
完了 年 月 日

11 工事設計担当者

様式第2号(第3条関係)

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

年 月 日付け指令第 号で確認を受けました当該申請書記載事項を下記のとおり変更しましたので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

記

変更事項

変更前

変更後

様式第3号(第4条関係)

専用水道布設工事確認通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長

印

水道法第32条の規定により、 年 月 日付けで申請のありました専用水道布設工事の設計は、水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認しましたので、同法第33条第5項の規定により通知します。

様式第4号(第4条関係)

専用水道布設工事不確認通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長 印

水道法第32条の規定により、 年 月 日付けで申請のありました専用水道布設
工事の設計は、下記の理由により、水道法第5条の規定による施設基準に(適合しない・適
合するものであることが判断できない)ので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

(適合しない・判断できない)理由

様式第5号(第5条関係)

専用水道給水開始届

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

下記のとおり専用水道の給水を開始したいので、水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 給水開始予定年月日
- 3 水道技術管理者

職 名	氏 名	任命年月日	専任・兼任の別	資 格

- 4 添付書類
 - (1) 水道技術管理者経歴書(別紙1)
 - (2) 水質検査結果を記載した書類
 - (3) 施設検査結果書(別紙2)

(別紙1)

水道技術管理者経歴書

氏名					本籍								
	印				現住所								
	年	月	日生	歳									
学歴	年	月	日	学校及び学科				資格					
水道事業 従事年数	現在	年月日	従事水道事業	従事年数	企画	設計	布設工事	維持管理					
								水源	浄水場	給配水	計		
現在 担当 水道	水道名												
	規模	給水区域内人口	人		人		人		人		人		
		現在給水人口	人		人		人		人		人		
		計画給水人口	人		人		人		人		人		
		1日平均給水量	m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
		1日最大給水量	m ³		m ³		m ³		m ³		m ³		
		水源の種別											
		取水方法											
		貯水方法											
		導水方法											
		浄水方法											
		送水方法											
	配水方法												
	就任年月日												
備考													

履 歴	
年 月 日	

- (注) 1 「学歴」欄には、水道技術管理者認定講習会(資格取得)についても記入すること。
2 「資格」欄には、水道法に定められた資格条項を記入すること。
3 「水道事業従事年数」欄は、それぞれ何年何カ月で記入すること。
4 「現在担当水道」欄は、兼務の場合に記入すること。
5 「履歴」欄には、水道以外の履歴についても記入すること。

(別紙2)

施設検査結果書

専用水道名			検査年月日			
			検査員	印		
			立会者	印		
施設名	工種名	構造寸法	規模又は能力	機能	備考	

- (注)1 「規模又は能力」欄には、取水量(m³/日)、送水量(m³/日)、配水池有効量(m³)、貯留時間、滅菌機及び消火栓等の実際の機能検査の結果を具体的に記載すること。
- 2 「機能」欄には、圧力、耐力、汚染及び漏水等の状況を記載すること。

様式第6号(第6条関係)

専用水道管理業務(委託・委託失効)届

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

専用水道管理業務(を委託・の委託に係る契約が失効)したので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道管理業務受託者の住所又は所在地及び代表者氏名
- 3 受託水道業務技術管理者の氏名
- 4 委託した業務の範囲
- 5 委託期間
- 6 委託に係る契約が効力を失った理由

様式第7号(第7条関係)

専用水道管理業務委託届記載事項変更届

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

専用水道管理業務委託届の記載事項に変更が生じたので、松本市専用水道事務処理要領
第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項

変更前

変更後

様式第8号(第8条関係)

専用水道維持管理状況報告書

(年度)

設置者名		記 載 担 当 者	[職名]	[TEL]	
専用水道名 公営・その他			[氏名]		
設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)					
水道事務所の所在地					
水道技術 管理者	施設区分	資格必要施設 ・ 資格不要施設			
	選任状況	[職名]	[氏名]	[資格の有無] 有・無 [水道実務従事期間] 年 月	
確認年月日			確 認 番 号		
給水人口	[計画給水人口]	人	[現在給水人口]	人	
給 水 量	[計画1日最大給水量] m ³ /日	[実績1日最大給水量] m ³ /日	[実績1日平均給水量] m ³ /日		
水 源	[無確認水源]	有・無	[計画取水量<実績取水量の水源]	有・無	
その他事項	[無届で申請書記載事項変更]	有・無	[有の事項名]		
健康診断	1 完全実施(1回/6カ月)	2 回数不足	3 未実施		
消毒設備	1 完備(予備有)	2 予備未設備	3 設備未設置		
水 質 検 査	検 査 項 目	カ所数	回/カ所/年	項目数	検 査 未 実 施 項 目 名
	浄水毎日検査				
	浄水毎月検査				
	浄水全項目検査				
	原水全項目検査				
	臨 時 検 査				
	記録保存の有無	有・無			
管路破損 事 故					
水質汚染 事 故					
断 減 水 状 況					
水源環境 の 汚 染					
主な工事 実施状況					
その他					

様式第9号(第8条関係)

水質異常・断減水等報告書

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

下記のとおり水質異常・断減水が発生しましたので報告します。

記

- 1 専用水道の名称
- 2 状況
- 3 影響世帯数
- 4 影響人口
- 5 原因
- 6 対応の状況

様式第10号(第8条関係)

巡回指導カード

設置主体名			専用水道名			
所在地		市	技術管理者			
検査員職氏名						
検査年月日		年 月 日	年 月 日			
計画給水人口			人		人	
現在給水人口			人(世帯)		人(世帯)	
計画取水量		(m ³ /日)		(m ³ /日)	
			m ³ /日		m ³ /日	
水源 施設	水質・水量の状況	水源種別及び取水量 m ³ /日	表()伏() 深()浅() 湧()受()	表()伏() 深()浅() 湧()受()		
		水量はどうか	充分 不足		充分 不足	
		原水水質検査の実施の有無	有 無		有 無	
	清潔保持の状況	付近の清潔保持は適切か	適 不適		適 不適	
		汚水の流入の有無	有 無		有 無	
		維持管理状況	施設の維持管理は適切か	適 不適		適 不適
	柵・立札及び施錠は適切か		適 不適		適 不適	
	導水施設	維持管理の状況	施設の維持管理は適切か	適 不適		適 不適
		施設の標示は適切か	適 不適		適 不適	
	浄水・配水施設	浄水・配水設備の状況	沈殿池・ろ過池数及び容量	沈殿池 池 m ³ ろ過池 池 m ³	沈殿池 池 m ³ ろ過池 池 m ³	
浄水施設の能力は充分か			充分 不適		充分 不適	
浄水方法は適切か		適 不適		適 不適		
配水池数及び容量		水系 池 m ³ 水系 池 m ³ 水系 池 m ³	水系 池 m ³ 水系 池 m ³ 水系 池 m ³			
配水池の能力は充分か		充分 不適		充分 不適		
施設の管理は適切か		適 不適		適 不適		
柵・立札及び施錠は適切か		適 不適		適 不適		
構内は清潔か		適 不適		適 不適		

	消毒設備の状況	滅菌の種別及び薬品名				
		滅菌機の整備及び薬品の保有量は適切か	適 不適		適 不適	
		操作は適切か又予備滅菌機は常時使用可能か	適 不適		適 不適	
		保温施設の有無	有 無		有 無	
		塩素ガスに対する保安設備の有無	有 無		有 無	
		残留塩素量は適切か	適 不適	注入カ所付近 PPM 管末() PPM " () PPM	適 不適	注入カ所付近 PPM 管末() PPM " () PPM
送・配水管	維持管理の状況	送配水管の異常の有無	有 無		有 無	
		水圧及び給水は充分か	充分 不足		充分 不足	
		計量設備及び弁類の整備はどうか	良 不良		良 不良	
		配水量計量設備の有無	有 無		有 無	
総合管理の状況	水道技術管理者が管理しているかどうか	適 不適		適 不適		
	定期水質検査を実施しているか	実施 未実施	年 件適 件 不適 件	実施 未実施	年 件適 件 不適 件	
	従業員の健康診断を実施しているか	実施 未実施		実施 未実施		
	色・濁り及び残留塩素の検査を毎日実施しているか	実施 未実施		実施 未実施		
	巡視状況はどうか	実施 未実施		実施 未実施		
	管理記録の有無	有 無		有 無		
	水質検査の結果不適に対する措置はどうか	実施 未実施		実施 未実施		

その他		①	②	
改善指示事項	前回改善指示事項確認		前回改善指示事項確認	
	今回改善指示事項		今回改善指示事項	
指導事項	前回指導事項確認		前回指導事項確認	
	今回指導事項		今回指導事項	

様式第11号(第9条関係)

専用水道施設改善指示書

第 号
年 月 日

様

松本市長 印

水道法第36条第1項の規定により、下記のとおり専用水道施設の改善を指示します。

記

1 改善を指示する事項

2 改善の期限

年 月 日

3 改善終了後 日以内に専用水道施設改善完了報告書を提出すること。

様式第12号(第9条関係)

専用水道施設改善完了報告書

年 月 日

(あて先)松本市長

住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

年 月 日付けで改善の指示のありました事項について、下記のとおり改善措置をした
ので報告します。

記

改善を要する事項	改善事項

様式第13号(第9条関係)

水道技術管理者変更勧告書

第 号
年 月 日

様

松本市長

印

専用水道の水道技術管理者は、水道法第19条に規定する職務を怠っており、水道施設の適正な管理が行われていないので、同法第36条第2項の規定により、下記のとおり水道技術管理者を変更するよう勧告します。

記

1 変更を勧告する水道技術管理者

職
氏名

2 理由

様式第14号(第9条関係)

給水停止命令書

第 号
年 月 日

様

松本市長

印

水道法第37条の規定により、下記のとおり給水の停止を命じます。

記

1 給水の停止を命ずる専用水道施設

(1) 専用水道の名称

(2) 専用水道施設の所在地

2 給水の停止を命ずる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 給水の停止を命ずる理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、松本市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に松本市を被告として(訴訟において松本市を代表する者は松本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。